

# 朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年11月8日（金）午後3時00分～午後3時58分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第3会議室

3 本委員会に出席した委員（19名）

農業委員		推進委員	
1番	大森 憲一	1番	水島 忠彦
2番	山岡 知博	3番	長井 浩信
3番	弓野 良子	4番	中島 優一
4番	青木 清美	6番	数家 善継
5番	水島 英樹	8番	坂藤 正敏
6番	大濱 秀弥	10番	坂口 洋紀
7番	折谷 秀幸		
8番	荒尾 和彦		
9番	高嶋 香織		
10番	清水 智也		
11番	中野 義博		
12番	清水 正雄		
13番	大森 裕一		

4 本委員会に欠席した委員（5名）

農業委員		推進委員	
14番	石原 孝之	2番	青嶋 直通
		5番	寺崎 裕子
		7番	田中 耕一
		9番	河端 浩明

5 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美  
事務局長代理 佐渡 譲  
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第4条・5条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件
- (3) 議案第3号 非農地通知申出の件
- (4) 農地パトロール（利用状況調査）の報告について
- (5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。  
ただ今から、11月の農業委員会定例会を開会いたします。

それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、11月の農業委員会会議を開催いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により5番 水島 英樹 委員、7番 折谷 秀幸 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 まず、議案第1号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第4条・5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第7条ならびに第15条の規定により意見を求めます。

令和6年11月8日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

議案第1号は、4条関係が1件です。

申請者は、魚津市仏田〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町横尾字丁子免〇〇〇〇番〇外1筆、地目は田で、709㎡です。現況は宅地です。

転用目的は、一般住宅敷地です。

荒尾委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、2ページをご覧ください。

泊地区横尾地内です。

県道田中横尾線沿いに位置します。

申請地のうち、横尾字丁子免〇〇〇〇番〇には申請者の父親が昭和45年に住宅及び物置を建築し、申請者も居住されておりました。

昭和57年、申請者の父親は、横尾字丁子免〇〇〇〇番〇に隣接する横尾字丁子免〇〇〇〇番〇の一部に、既存住宅を増築し、現在に至ります。

今般、申請地とともに既設の建物を売却することとなり、登記記録を調査したところ、申請地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、地目変更を前提として、今回の申請に至りました。

申請地には、コンクリート擁壁、畦畔が施されており、雨水は申請地の東側及び北側に隣接する水路に流れることとなっており、雨水処理は適正で、隣接地には被害がないと認められます。

この案件は、違反転用であり申請人より始末書の提出を受けております。

農地区分につきましては、低生産性小集団農地で2種農地と判断します。

朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、荒尾委員からの意見書における「横尾字丁子免〇〇〇〇番〇における今後の取扱い」につきましては、当該申請地の購入予定者が家庭菜園として活用される予定であると伺っております。

以上、第4条の規定による許可申請の件として、1件、田2筆、合計709.00㎡となります。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の議案につきまして、審議したいと思います。  
意見書を提出している私から意見を述べさせていただきます。

会 長 申請の経緯については、申請人の父が昭和45年に申請地の横尾字丁子免〇〇〇〇番〇に住宅及び物置を建築し、昭和57年に隣接する横尾字丁子免〇〇〇〇番に既存住宅を増築し、現在に至り、今般、申請人が申請地及び建物を売却するにあたり農地転用がなされていないことが判明し、今回の申請に至ったものであります。  
このことから、本案件は、違反転用であり、始末書が添付されております。  
現地調査では、隣地境界は擁壁が施され、上水は簡易水道を、生活排水は浄化槽を経由して処理され、雨水処理は適正であり、隣接地は非耕作地であるため被害がないと認められ、これらのことから、この案件は適当と判断しました。

会 長 議案第1号の議案につきまして、皆様からご意見及びご異議はありますか。  
  
(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の議案につきまして、申請どおり県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」につきまして、上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。  
議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。  
今回の集積計画は、農地中間管理事業以外にかかるもののみの構成となっております。  
それでは、議案の説明に移りたいと思います。  
農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。  
5ページをご覧ください。  
今回の概要といたしましては、申請件数は2件となり、  
田：4筆：5,435.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、6ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業以外にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳です。  
3年未満の借り手及び貸し手が、2件、5,435.00㎡、全てが再設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各2件、5,435.00㎡、相対契約となっております。

町外、借り手0件、0.00㎡、貸し手0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第2号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号の議案につきまして、審議したいと思えます。  
ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 　次に、議案第3号「非農地通知申出の件」を上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 　7ページをご覧ください。  
議案第3号「非農地通知申出の件」、次のとおり非農地通知の申出がありましたので意見を求めます。

令和6年11月8日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾 和彦

申請人は、朝日町桜町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、南保字谷田〇〇〇〇番、地目は畑で、429㎡、現況は山林です。

申請地におきましては、山から流れ出る土砂等を受ける谷止工などの治山工事を行うにあたって、農地の存在が判明しました。

エリアは保安林指定したうえで工事を行いますが、農地があると保安林指定することができず、非農地判断によって、地目を変更したいものであります。

8ページをご覧ください。

具体的に田の位置をヒモつけることができないので、概ねのエリアを記させていただきます。

申請地は、南保字谷田です。

申請地一帯は、山林化しており、農地に必要な水源の確保や現地へ向かう道も荒廃しており、農地に復元したとしても継続して利用することは困難であると判断しております。

再度、7ページをご覧ください。

申請人は、群馬県伊勢崎市堤下町〇〇-〇、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、山崎字滑谷〇〇〇番、地目は田で、148㎡、現況は山林です。

申請地におきましては、山から流れ出る土砂等を受ける谷止工などの治山工事を行いました。

エリアを保安林指定するうえで、農地があると保安林指定することができず、非農地判断によって、地目を変更したいものであります。

8ページをご覧ください。

具体的に田の位置をヒモつけることができないので概ねのエリアを記させていただきます。

申請地は、山崎字滑谷です。

申請地一帯は、山林化しており、農地に必要な水源の確保や現地へ向かう道も荒廃しており、農地に復元したとしても継続して利用することは困難であると判断しております。

いずれの申請地も、農業委員会から非農地の通知を発行した後、地目を山林に変更されるものであります。

農業委員会としては、非農地と判断し、非農地通知の発行は可能と考えます。

以上、非農地通知の申し出の件として、2件、田1筆、148㎡、畑1筆、429㎡、計577㎡となります。

よろしく申し上げます。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第3号の議案につきまして、審議したいと思えます。ご意見及びご異議はありませんか。

（全員「異議なし」の発言有り）

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定し、非農地として申請者に報告するとともに、農地台帳から削除することといたします。

会 長 　次に、「3 農地パトロール（利用状況調査）について」を上程いたします。事務局より説明願います。

事 務 局 　農地パトロールの実施状況について、地区ごとに記入された一覧表があります。調査を通して、意見感想等がありましたら、報告いただきたいと思います。推進委員さんから報告いただきたいと思います。また、農業委員からも補足がありましたら、報告していただきますようお願いいたします。

（推進委員及び農業委員から、各地区の実施状況等について報告）

会 長 　予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。続いて、その他に移ります。事務局から何かありませんか。

事 務 局 　次回開催日について…12月4日（水）15：00～

会 長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして11月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後3時58分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

朝日町農業委員会議長

荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員